

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 8 月 18 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600014号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600109号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月21日
② 平成17年3月21日
③ 平成17年6月21日
④ 平成17年12月21日
⑤ 平成18年3月21日
⑥ 平成18年6月21日
⑦ 平成18年12月21日
⑧ 平成19年3月20日
⑨ 平成19年6月21日
⑩ 平成19年12月21日
⑪ 平成20年3月21日
⑫ 平成20年6月21日
⑬ 平成22年3月21日

A社における厚生年金保険の記録では、請求期間①から⑬までに係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該各期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された請求期間①から⑬までに係る賞与明細書並びに同社から提出された平成16年分、平成17年分及び平成19年分から平成22年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までに係る標準賞与額については、前述の賞与明細書及び源泉徴収簿において確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、別表の第2欄に掲げるそれぞれの標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記請求期間①から⑬までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の上記請求期間①から⑬までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成16年12月21日	36万4,000円
② 平成17年3月21日	7万5,000円
③ 平成17年6月21日	44万3,000円
④ 平成17年12月21日	43万3,000円
⑤ 平成18年3月21日	11万3,000円
⑥ 平成18年6月21日	46万4,000円
⑦ 平成18年12月21日	47万6,000円
⑧ 平成19年3月20日	11万9,000円
⑨ 平成19年6月21日	46万4,000円
⑩ 平成19年12月21日	47万6,000円
⑪ 平成20年3月21日	11万9,000円
⑫ 平成20年6月21日	33万3,000円
⑬ 平成22年3月21日	4万8,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600015号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600110号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月21日
② 平成17年3月21日
③ 平成17年6月21日
④ 平成17年12月21日
⑤ 平成18年3月21日
⑥ 平成18年6月21日
⑦ 平成18年12月21日
⑧ 平成19年3月20日
⑨ 平成19年6月21日
⑩ 平成19年12月21日
⑪ 平成20年3月21日
⑫ 平成20年6月21日
⑬ 平成20年12月20日
⑭ 平成21年3月21日
⑮ 平成21年6月21日
⑯ 平成22年3月21日

A社における厚生年金保険の記録では、請求期間①から⑯までに係る標準賞与額が年金額の

計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているが、当該各期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及び A 社から提出された請求期間①から⑯までに係る賞与明細書並びに同社から提出された平成 16 年分、平成 17 年分及び平成 19 年分から平成 22 年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑯までの期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額については、前述の賞与明細書及び源泉徴収簿において確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、別表の第 2 欄に掲げるそれぞれの標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記請求期間①から⑯までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の上記請求期間①から⑯までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成16年12月21日	30万4,000円
② 平成17年3月21日	6万3,000円
③ 平成17年6月21日	30万8,000円
④ 平成17年12月21日	30万2,000円
⑤ 平成18年3月21日	7万9,000円
⑥ 平成18年6月21日	31万2,000円
⑦ 平成18年12月21日	32万円
⑧ 平成19年3月20日	8万円
⑨ 平成19年6月21日	31万2,000円
⑩ 平成19年12月21日	32万円
⑪ 平成20年3月21日	8万円
⑫ 平成20年6月21日	31万6,000円
⑬ 平成20年12月20日	31万8,000円
⑭ 平成21年3月21日	8万円
⑮ 平成21年6月21日	31万9,000円
⑯ 平成22年3月21日	3万3,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600016号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600111号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月21日
② 平成17年3月21日
③ 平成17年6月21日
④ 平成17年12月21日
⑤ 平成18年3月21日
⑥ 平成18年6月21日
⑦ 平成18年12月21日
⑧ 平成19年3月20日
⑨ 平成19年6月21日
⑩ 平成19年12月21日
⑪ 平成20年3月21日
⑫ 平成20年6月21日
⑬ 平成20年12月20日
⑭ 平成21年3月21日
⑮ 平成21年6月21日
⑯ 平成22年3月21日

A社における厚生年金保険の記録では、請求期間①から⑯までに係る標準賞与額が年金額の

計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているが、当該各期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及び A 社から提出された請求期間①から⑯までに係る賞与明細書並びに同社から提出された平成 16 年分、平成 17 年分及び平成 19 年分から平成 22 年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑯までの期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額については、前述の賞与明細書及び源泉徴収簿において確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、別表の第 2 欄に掲げるそれぞれの標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記請求期間①から⑯までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の上記請求期間①から⑯までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成16年12月21日	30万4,000円
② 平成17年3月21日	6万3,000円
③ 平成17年6月21日	30万8,000円
④ 平成17年12月21日	30万2,000円
⑤ 平成18年3月21日	7万9,000円
⑥ 平成18年6月21日	31万2,000円
⑦ 平成18年12月21日	32万円
⑧ 平成19年3月20日	8万円
⑨ 平成19年6月21日	31万2,000円
⑩ 平成19年12月21日	32万円
⑪ 平成20年3月21日	8万円
⑫ 平成20年6月21日	31万6,000円
⑬ 平成20年12月20日	31万8,000円
⑭ 平成21年3月21日	8万円
⑮ 平成21年6月21日	31万9,000円
⑯ 平成22年3月21日	3万3,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600199号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600108号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年7月
③ 平成16年12月
④ 平成17年8月
⑤ 平成17年12月
⑥ 平成18年12月

A社から支給された請求期間①から⑥までに係る賞与の記録がない。賞与の明細書は所持していないが、賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、当該賞与を記録し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、請求者は、現金の手渡しにより賞与を支給されていたと陳述しているところ、A社は、当該期間に係る賞与についての関係資料を保管していない旨回答しており、請求者も賞与が支給されたことが確認できる賞与明細書等の資料を保管していないことから、当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の賞与からの控除について確認することができない。

また、請求期間①から⑥までの期間において請求者が居住していたB市は、当該期間に係る課税資料について、保存年数経過により保存していない旨回答しており、請求者の当該期間に係る賞与支給額及び社会保険料の金額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑥までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。